（目的）

第一条　国土調査法施行規則（平成二十二年国土交通省令第五十号）第一条第一号に規定する効率的手法導入推進基本調査（以下「効率的手法導入推進基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　街区　市街地における道路等によって区画された土地をいう。

三　街区点　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地と同項に規定する街区外土地との境界（以下「街区境界」という。）を推定するために参考となるべき地物及び地点をいう。

四　登記所地図　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面をいう。

五　図上街区点　登記所地図に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち街区の形状に係るものをいう。

六・七　（略）

八　基本調査点　市街地以外の地域における登記所地図に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点をいう。

九・十　（略）

十一　筆界　毎筆の土地の境界をいう。

十二　効率的手法導入推進基本測量　効率的手法導入推進基本調査における街区境界又は筆界を推定するために行う測量をいう。

十三　地籍基本三角測量　地籍基本三角点（効率的手法導入推進基本測量において設置する国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基本三角点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

（削る）

十四　地籍基本多角測量　地籍基本多角点（効率的手法導入推進基本測量において設置する令別表第三に掲げる地籍基本多角点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

（削る）

十五　地籍基本細部測量　地籍基本細部点（効率的手法導入推進基本測量において設置する令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

十六　地籍基本調査基準点　地籍基本三角点、地籍基本多角点又は地籍基本細部点をいう。

十七　地籍基本細部多角点　地籍基本細部点のうち、多角測量法により決定されたものをいう。

十八　地籍基本細部放射点　地籍基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。

（目的）

第一条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、市街地における街区点の位置及び図上街区点の現地における位置を明らかにするために行う測量（以下「都市部官民境界基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　街区　道路等によって区画された土地をいう。

三　街区点　街区の形状を示す地物及び地点をいう。

四　公図等　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面をいう。

五　図上街区点　公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち街区の形状に係るものをいう。

六・七　（略）

八　現地調査　街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無の調査をいう。

九・十　（略）

十一　都市部官民境界基本三角点　街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基本三角点をいう。

（新設）

十二　都市部官民境界基本三角測量　都市部官民境界基本三角点の測量をいう。

十三　都市部官民境界基本多角点　街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本多角点をいう。

十四　都市部官民境界基本多角測量　都市部官民境界基本多角点の測量をいう。

十五　都市部官民境界基本細部点　街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

十六　都市部官民境界基本細部測量　都市部官民境界基本細部点の測量をいう。

十七　都市部官民境界基本調査基準点　都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点又は都市部官民境界基本細部点をいう。

十八　都市部官民境界基本細部多角点　都市部官民境界基本細部点のうち、多角測量法により決定されたものをいう。

十九　都市部官民境界基本細部放射点　都市部官民境界基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。